教職員の業務負担軽減に関する項目

校長マネジメント経費は、校長・准校長が学校経営計画を実現するためにその責任と権限において裁量で執行できる予算として、全ての府立学校に対して配当しているもの。校内での使途については、校長・准校長のリーダーシップのもと、それぞれの取組みに係る予算を精査し、予算の範囲内で効果的に活用いただいていると認識している。

教職員の業務負担軽減に関する項目

職場環境等の整備に係る合理的配慮に関しては、障がい者である職員の方からの職業生活に関する相談及び合理的配慮の申出等の相談窓口となる障がい者職業生活相談員を選任し、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」を策定している。同計画に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境整備を進めていく。

　障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、今後とも適切に対応していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の配置については、いわゆる標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るため、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っている。

　今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

学校における年度途中の欠員や産育休の取得に対する代替措置については、学校運営に支障が生じないよう必要な措置を講じているところ。

　しかしながら、一部の学校では、候補者が見つからず、必要な講師が速やかに配置されず、欠員となっている状況があることは、重く受け止めているところ。

　府教委では、毎月１日現在の講師の充足状況を各府立学校長から聞き取り、個別の学校毎の実情の把握に努めるとともに、新規講師登録者や現在任用されていない講師登録者の情報を共有するなど、各学校長と連携、協力し、代替講師の速やかな配置に努めているところ。

　また、代替講師の人材を確保するため、府や市町村の関係施設等での講師募集チラシの配付やインターネット媒体を活用したＰＲに加え、講師登録説明会や免許状失効者等を対象とした研修を開催しているところ。

　これらの取組みに加え、次年度に向けては、支援学校の小・中学部を対象に、年度途中に見込まれる産育休の代替教員を年度当初から臨時的任用教員として前倒しで任用措置するという令和４年11月1日付け国事務連絡を踏まえ、検討しているところ。

　今後とも、各学校長と連携、協力して必要な講師等の配置に努め、適正な勤務労働条件の確保に取り組んでいく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府教委では、母性保護を図る取組みとして、日常的な「授業」において、体育実技等の業務が必要である教職員が妊娠中であるため、業務が困難である場合の軽減措置を行っているところ。

　母性保護は尊重すべきであるとの認識に変わりはありませんが、ご要望のような教員加配や制度拡充は、困難であると考えている。

教職員の長時間勤務に関する項目

府立学校においては、「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」により、府立学校における教職員の勤務時間の適正な把握に努めているところ。また、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく教職員の働き方改革についても、実施しているところ。

　令和２年４月には、給特法の改正等を踏まえ、時間外在校等時間の上限時間などを定める「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等を施行し、より一層の取組みを求めることとしたところ。

　なお、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、令和４年４月から、いわゆる超勤４項目の区分にあたる業務について、勤務時間の割振りを可能とする１ヶ月単位の変形労働時間制の適用範囲の拡大を行ったところ。

　また、同年９月から、時間外在校等時間が30時間以上となっている教員及びその管理職に対して、当月の10日、20日を目途に注意喚起を行う「アラーミングメール」を送信する仕組みを開始するとともに、業務の効率化や改善につながる取組みの事例を体系的に整理したものを、庁内の「働き方改革ポータルサイト」に掲載し、府立学校での活用を推進しているところ。

　更なる働き方改革の推進のために、関連諸規程及び必要な取組みの周知徹底に努めるとともに、時間外の縮減に向け、グループウェア等を活用した校務運営の効率化などの取組みを検討していく。

職番環境の改善に関する項目

府立学校における休養室の設置については、平成29年９月に休養室の設置状況や利用状況について一斉調査を実施し、労働安全衛生規則に基づく要件を満たしていない学校に対して実地調査等を行った。その後、各校にて対応を進めた結果、平成30年度中に、全府立学校に同規則の要件を満たす休養室が設置されたことを確認している。

　また令和５年度より、管理職に対する確認及び注意喚起の目的も含め、休養室の設置状況について毎年調査を実施することとした。

職番環境の改善に関する項目

設備の改修等に関する要望であるが、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議のうえ、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしていく。

年次休暇に関する項目

勤務時間条例第13条第３項において、「年次休暇は、一日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、一時間を単位として与えることができる。」と規定されており、また、「１回の勤務に割り振られた勤務時間内において断続して与える時間単位の年次休暇は、１回の年次休暇として合算することができる。」こととしていることから、ご要求に応じることは困難。

教職員の業務負担軽減に関する項目

寄宿舎指導員の採用については、今後の寄宿舎の運営方針を踏まえ、その可否を判断していく。